

告示

●条文

平成28年5月2日国土交通省告示第723号

防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第6条第2項及び第3項並びに第6条の2第1項の規定に基づき、この告示を制定する。

平成28年国土交通省告示第723号
改正 令和元年6月21日国土交通省告示第200号
改正 令和2年4月1日国土交通省告示第508号
改正 令和5年3月20日 国土交通省告示第207号

防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第6条第2項及び第3項並びに第6条の2第1項の規定に基づき、防火設備について建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第12条第3項に規定する検査及び同条第4項に規定する点検（以下「定期検査等」という。）の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。

第1 定期検査等は、施行規則第6条第2項及び第6条の2第1項の規定に基づき、防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーン及びドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号第一第一号に規定する小規模民間事務所等にあっては、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第一百十二条第十一項に規定する防火区画を構成するものに限る。）について、次の各号に掲げる別表第一から別表第四までの(い)欄に掲げる項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる事項（ただし、法第12条第4項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）について、同表(は)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(に)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により定期検査等の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合（定期検査等の項目若しくは事項について削除し又は定期検査等の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。）にあっては、当該規則の定めるところによるものとする。

一 防火扉 別表第一

二 防火シャッター 別表第二

三 耐火クロススクリーン 別表第三

四 ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備（以下「ドレンチャー等」という。） 別表第四

2 前項の規定にかかわらず、法第68条の25第1項又は法第68条の26第1項に規定する認定を受けた構造方法を用いた防火設備に係る定期検査等については、当該認定に係る申請の際に提出された施行規則第10条の5の21第1項第三号に規定する図書若しくは同条第3項に規定する評価書又は施行規則第10条の5の23第1項第三号に規定する図書に検査の方法が記載されている場合にあっては、当該方法によるものとする。

第2 防火設備の検査結果表は、施行規則第6条第3項の規定に基づき、次の各号に掲げる防火設備の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 防火扉 別記第一号

二 防火シャッター 別記第二号

三 耐火クロススクリーン 別記第三号

四 ドレンチャー等 別記第四号

別表第一				
	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
(一)	防火扉	設置場所の周	閉鎖の障害となる物品の放置の状況 目視により確認する。	物品が放置されることにより防火扉の閉鎖に支障があること。

	団状況		
(二)	扉、枠及び金物の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(三)	扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(四)	危害防止装置の作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。	運動エネルギーが十ジュールを超えること又は閉鎖力が百五十二ニュートンを超えること。
(五)	運動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の設置位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。 煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号二(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号二(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。
(六)		感知の状況	十六の項又は十七の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。 適正な時間内に感知しないこと。
(七)		温度ヒューズ装置の設置の状況	目視により確認する。 温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。
(八)		スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。 スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。
(九)		連動制御器の結線接続の状況	目視又は触診により確認する。 断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
(十)		連動制御器の接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。 接地線が接地端子に繋結されていないこと。
(十一)		連動制御器の予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。 自動的に予備電源に切り替わらないこと。
(十二)		連動機器用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。 変形、損傷又は著しい腐食があること。
(十三)		連動機器用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。 容量が不足していること。
(十四)		自動閉鎖装置の設置の状況	目視又は触診により確認する。 取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。
(十五)		自動閉鎖装置の再ロック防止機構の作動の状況	閉鎖した防火扉を、連動制御器による復旧操作をしない状態で閉鎖前の位置に戻すことにより、作動の状況を確認する。 防火扉が自動的に再閉鎖しないこと。
十六	総合的な作動の状況	防火扉の閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火扉（十七の項の点検が行われるもの）の作動の状況 防火扉が正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。

		を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火扉について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。
十七	防火区画（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。）の形成の状況	当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の防火扉の作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。

別表第二				
	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
(一)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	物品が放置されていることにより防火シャッターの閉鎖に支障があること。
(二)		駆動装置((二)の項から(四)の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る。)	軸受け部のブレケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況	目視、聴診又は触診により確認する。 取付けが堅固でないこと。
(三)			スプロケットの設置の状況	目視により確認する。 巻取りシャフトと開閉機のスプロケットに心ずれがあること。
(四)			軸受け部のブレケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。 変形、損傷、著しい腐食、異常音又は異常な振動があること。
(五)			ローラチエーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。 腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること。
(六)		カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況	スラット若しくは座板に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又はスラットに片流れ若しくは固着があること。
(七)		吊り元の	目視又は触診により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食

		劣化及び 損傷並び に固定の 状況		があること又は固定ボルトの締 め付けが堅固でないこと。
(八)	ケース	劣化及び 損傷の状 況	目視により確認する。	ケースに外れがあること。
(九)	まぐさ及 びガイド レール	劣化及び 損傷の状 況	目視により確認する。	まぐさ若しくはガイドレールの 本体に変形、損傷若しくは著し い腐食があること又は遮煙材に 著しい損傷若しくは脱落がある こと。
(十)	危害防止 装置	危害防止 用運動中 継器の配 線の状況	目視により確認する。	劣化、損傷又は脱落があるこ と。
(十一)		危害防止 装置用予 備電源の 劣化及び 損傷の状 況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があ ること。
(十二)		危害防止 装置用予 備電源の 容量の状 況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視に より確認する。	容量が不足していること。
(十三)		座板感知 部の劣化 及び損傷 並びに作 動の状況	目視により確認するとともに、座板感知部 を作動させ、防火シャッターの降下が停止 することを確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食 があること又は防火シャッター の降下が停止しないこと。
(十四)		作動の状 況	防火シャッターの閉鎖時間をストップウォ ッチ等により測定し、シャッターカーテン の質量により運動エネルギーを確認すると ともに、座板感知部の作動により防火シャ ッターの降下を停止させ、その停止距離を 鋼製巻尺等により測定する。また、その作 動を解除し、防火シャッターが再 降下する ことを確認する。	運動エネルギーが十ジュールを 超えること、座板感知部が作動 してからの停止距離が五センチ メートルを超えること又は防火 シャッターが再降下しないこ と。
(十五)	連 動 機 構	煙感知 器、熱煙 複合式感 知器及び 熱感知器	設置位置	目視により確認するとともに、必要に応じ て鋼製巻尺等により測定する。 煙感知器又は熱煙複合式感知器 にあっては昭和48年建設省告 示第2563号第1第二号二(2)に 掲げる場所に設けていないこ と。熱感知器にあっては昭和 48年建設省告示第2563号第1 第二号二(2)(i)及び(ii)に掲げる 場所に設けていないこと。
(十六)			感知の状 況	二十六の項又は二十七の項の点検が行わ れるもの以外のものを対象として、加煙試験 器、加熱試験器等により感知の状況を確 認する。ただし、前回の検査以降に同等の方 法で実施した検査の記録がある場合にあつ ては、当該記録により確認することで足り る。 適正な時間内に感知しないこ と。

(十七)	温度ヒューズ装置	設置の状況	目視により確認する。	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。
(十八)	連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。
(十九)		結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
(二十)		接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に繋結されていないこと。
(二十一)		予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。
(二十二)	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(二十三)		容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。
(二十四)	自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。
(二十五)	手動閉鎖装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。
(二十六)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火シャッター（二十七の項の点検が行われるもの）の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火シャッターについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	防火シャッターが正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。
(二十七)		防火区画（令第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。）の形成の状況	当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の防火シャッターの作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	防火シャッターが正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
(一)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況 目視により確認する。	物品が放置されていることにより耐火クロススクリーンの閉鎖に支障があること。
(二)		駆動装置	ローラチーンの劣化及び損傷の状況 目視、聴診又は触診により確認する。	腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること。
(三)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況 耐火クロススクリーンを閉鎖し、目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(四)		吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	目視又は触診により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。
(五)		ケース	劣化及び損傷の状況 目視により確認する。	ケースに外れがあること。
(六)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況 目視により確認する。	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること。
(七)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況 目視により確認する。	劣化、損傷又は脱落があること。
(八)		危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(九)		危害防止装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。
(十)		座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	目視により確認するとともに、座板感知部を作動させ、耐火クロススクリーンの降下が停止することを確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は耐火クロススクリーンの降下が停止しないこと。
(十一)		作動の状況	イ 巻取り式 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッヂ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により耐火クロススクリーンの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、耐火クロススクリーンが再降下することを確認する。 ロ バランス式	運動エネルギーが十ジュールを超えること、座板感知部が作動してからの停止距離が五センチメートルを超えること又は耐火クロススクリーンが再降下しないこと。 運動エネルギーが十ジュールを超

			耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュパルゲージ等により閉鎖力を測定する。	えること又は閉鎖力が百五十二ニュートンを超えること。
(十二)	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号二(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号二(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。
(十三)	連動機構	感知の状況	二十二の項又は二十三の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	適正な時間内に感知しないこと。
(十四)	連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。
(十五)		結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
(十六)		接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
(十七)		予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。
(十八)	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(十九)		容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。
(二十)	自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。
(二十一)	手動閉鎖装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。
(二十二)	総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させ、全ての耐火クロススクリーン（二十三の項の点検が行われるもの）の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の耐火クロススクリーンについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	耐火クロススクリーンが正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。
(二十三)		防火区画（令第112条第11項から第13	当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の耐火クロススクリーンの作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	耐火クロススクリーンが正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が正常に点灯しないこと又は音

	項までの規定による区画に限る。) の形成の状況	響装置が鳴動しないこと及び防火区画が適切に形成されないこと。
--	-------------------------	--------------------------------

別表第四

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
(一)	ドレンチャ一等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況	物品が放置されていることによりドレンチャー等の作動に支障があること。
(二)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況	水幕を正常に形成できない位置に設置されていること又は塗装若しくは異物の付着等があること。
(三)		開閉弁	開閉弁の状況	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(四)		排水設備	排水の状況	排水が正常に行われないこと。
			次に掲げる方法のいずれかによる。 イイ 放水区域に放水することができる場合にあっては、放水し、排水の状況を目視により確認する。	
			ロロ 放水区域に放水することができない場合にあっては、放水せず、排水口のつまり等を目視により確認する。	
(五)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況	変形、損傷若しくは著しい腐食があること、水質に著しい腐敗、浮遊物、沈殿物等があること又は規定の水量が確保されていないこと。
(六)			給水装置の状況	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(七)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況	スイッチ類に破損があること、表示灯が点灯しないこと又はスイッチ類が機能しないこと。
(八)			結線接続の状況	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
(九)			接地の状況	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
(十)		ポンプ及び電動機の状況	目視又は触診により確認する。	回転が円滑でないこと、潤滑油等が必要量ないこと、装置若しくは配管への接続に緩みがあること又は基礎への取付けが堅固でないこと。
(十一)		加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。
(十二)		加圧送水装置用予備電源の劣化及	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。

		び損傷の状況		
(十三)		加圧送水装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。
(十四)		圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況	目視又は作動の状況により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は正常に作動しないこと。
(十五)		煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器（火災感知用ヘッド等の感知装置を含む。）	設置位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。 煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号二(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号二(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。
(十六)			感知の状況	二十五の項又は二十六の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。 適正な時間内に感知しないこと。
(十七)	連動機構	制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。 スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。
(十八)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する。 断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
(十九)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。 接地線が接地端子に緊結されていないこと。
(二十)			予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。 自動的に予備電源に切り替わらないこと。
(二十一)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。 変形、損傷又は著しい腐食があること。
(二十二)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。 容量が不足していること。
(二十三)		自動動作装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。 取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。
(二十四)		手動作動装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。 速やかに作動させができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。
(二)	総合的な作動の	ドレンチャ	次のいずれかの方法により全てのドレ	ドレンチャ等が正常に作動しな

十五)	状況	<p>一等の作動の状況</p>	<p>ンチャー等（二十六の項の点検が行われるものを除く。）の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上のドレンチャー等について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 放水区域に放水することができる場合にあっては、煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させて行う方法</p> <p><input type="checkbox"/> 放水区域に放水することができない場合にあっては、放水試験による方法</p>	いこと又は制御盤の表示灯が点灯しないこと。
(二十六)		<p>防火区画（令第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。）の形成の状況</p>	<p>当該区画のうち一以上を対象として、二十五の項(は)欄イ又は口に掲げる方法により複数のドレンチャー等の作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。</p>	ドレンチャー等が正常に作動しないこと、制御盤の表示灯が点灯しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。

[別添](#)

[別添2](#)

附 則（平成28年5月8日 国土交通省告示第723号）

この告示は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（令和元年6月21日 国土交通省告示第200号）

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（令和元年6月25日）から施行する。

附 則（令和2年4月1日 国土交通省告示第508号

)

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和2年4月1日）から施行する。

附 則（令和5年3月20日 国土交通省告示第207号）

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和5年4月1日）から施行する。